

島根県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱【新旧対照表】

改 正 後	現 行
令和 7 年度島根県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱 1. 目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、対象事業者（以下「事業者等」という。）から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、本要綱を策定する。 2. 実施主体 情報公表制度の事務の実施主体は、事業者等に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った島根県知事とする。（松江市内で障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス等を提供する事業者等を除く。） また、市町村長から指定を受けた指定特定相談事業者等が提供する、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市町村を管轄する島根県知事とする。（松江市内で指定計画相談支援等を提供する事業者等を除く。）	令和 7 年度島根県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱 1. 目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、対象事業者（以下「事業者等」という。）から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、本要綱を策定する。 2. 実施主体 情報公表制度の事務の実施主体は、事業者等に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った島根県知事とする。（松江市内で障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス等を提供する事業者等を除く。） また、市町村長から指定を受けた指定特定相談事業者等が提供する、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市町村を管轄する島根県知事とする。（松江市内で指定計画相談支援等を提供する事業者等を除く。）

3. 基準日 令和7年4月1日 4. 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 5. 報告の対象となるサービス等 (1) 対象サービス (ア) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助 (イ) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援 (ウ) 指定計画相談支援 (エ) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。） 指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援	3. 基準日 令和7年4月1日 4. 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 5. 報告の対象となるサービス等 (1) 対象サービス (ア) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助 (イ) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援 (ウ) 指定計画相談支援 (エ) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。） 指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
--	--

(オ) 指定障害児相談支援

(カ) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(2) 対象事業者等

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する事業者等とする。具体的には、(1)に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者等のうち、次のいずれかに該当する事業所とする。

① (ア) 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者等を除き、基準日より前において島根県知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者等（松江市内で指定障害福祉サービス等を提供する事業者等を除く。）

(イ) 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等（松江市内で指定障害福祉サービス等を提供する事業者等を除く。）

② (ア) 児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス

(オ) 指定障害児相談支援

(カ) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(2) 対象事業者等

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する事業者等とする。具体的には、(1)に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者等のうち、次のいずれかに該当する事業所とする。

① (ア) 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者等を除き、基準日より前において島根県知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者等（松江市内で指定障害福祉サービス等を提供する事業者等を除く。）

(イ) 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等（松江市内で指定障害福祉サービス等を提供する事業者等を除く。）

② (ア) 児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス

等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者等を除き、基準日より前において知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者等

(イ) 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等

6. 事業者等ごとの報告の単位、内容、方法等

(1) 報告の単位

障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行う。障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行い、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

※ 報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4のとおりとする。

(2) 報告の内容

事業者等が報告する具体的内容は、以下のとおりとする。

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等
別添1の基本情報、別添2の運営情報及び別添3の経営情報

等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者等を除き、基準日より前において知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者等

(イ) 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等

6. 事業者等ごとの報告の内容、方法等

(新設)

(1) 報告の内容

事業者等が報告する具体的内容は、以下のとおりとする。

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等
別添1 基本情報及び別添2 運営情報

(イ) 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。
なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添 3 の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

(ウ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等別添 1 の基本情報

(エ) 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合は、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

(オ) 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とする。

(新設)

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等別添 1 基本情報

(新設)

(3) 報告の方法

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下、「公表システム」という。)を通じ知事へ報告するものとする。

ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書等による報告も可とする。

(4) 報告の開始

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等
令和7年5月1日

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等
事業者等指定を受けた日

また、障害福祉サービス等事業者による島根県知事への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(5) 報告の期限

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等
令和7年7月31日

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等

(2) 報告の方法

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下、「公表システム」という。)を通じ知事へ報告するものとする。

ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書等による報告も可とする。

(3) 報告の開始

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等
令和7年5月1日

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等
事業者等指定を受けた日

(新設)

(4) 報告の期限

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等
令和7年7月31日

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等

事業者等指定を受けた日から 1 か月以内 <u>また、障害福祉サービス等事業者による島根県知事への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3 月以内とする。</u> <u>なお、経過措置として、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。</u> 7. 障害福祉サービス等情報の公表時期 <u>(経営情報を除く)</u> (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等 報告後 2 か月以内 (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等 報告後 1 か月以内 8. 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い 原則、報告は年 1 回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあった場合は、事業者等はその都度島根県知事に報告する。 9. 調査の実施 (1) 調査の目的 島根県知事は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法 33	事業者等指定を受けた日から 1 か月以内 <u>(新設)</u> 7. 障害福祉サービス等情報の公表時期 (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等 報告後 2 か月以内 (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者等 報告後 1 か月以内 8. 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い 原則、報告は年 1 回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあった場合は、事業者等はその都度島根県知事に報告する。 9. 調査の実施 (1) 調査の目的 島根県知事は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法 33
---	--

条の18第3項の規定により、利用者保護等の観点から、島根県知事が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認する必要がある場合に調査を行う。

(2) 調査の実施時期

事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査については、次のような場合に行うことを想定する。

- ・報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・公表内容について利用者から苦情等があったとき
- ・指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

(3) 調査の実施方法

ア 基本的事項

(ア) 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

(イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者等を訪問し、当該調査に関して事業者等を代表する者との面接調査により行うものとする。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方法により行う。

条の18第3項の規定により、利用者保護等の観点から、島根県知事が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認する必要がある場合に調査を行う。

(2) 調査の実施時期

事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査については、次のような場合に行うことを想定する。

- ・報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・公表内容について利用者から苦情等があったとき
- ・指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

(3) 調査の実施方法

ア 基本的事項

(ア) 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

(イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者等を訪問し、当該調査に関して事業者等を代表する者との面接調査により行うものとする。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方法により行う。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は報告された情報の作成日の前1年間とする。

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

② 具体的な方法を確認するにあたっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

③ 具体的な方法を確認するにあたり、利用者毎の記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認するものとする。

④ 具体的な方法を確認するにあたっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

⑤ 研修会等の実施記録の確認にあたっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

⑥ 各研修会については、事業者等が自ら実施するもの又は外部の研

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は報告された情報の作成日の前1年間とする。

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

② 具体的な方法を確認するにあたっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

③ 具体的な方法を確認するにあたり、利用者毎の記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認するものとする。

④ 具体的な方法を確認するにあたっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

⑤ 研修会等の実施記録の確認にあたっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

⑥ 各研修会については、事業者等が自ら実施するもの又は外部の研

修へ参加させるものの別を問わないものとする。

(イ) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者等の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

10. 情報の公表

(1) 手続き

島根県知事は、実施要綱等に基づき、事業者等が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

また、島根県知事は、障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

(2) 公表の方法等

島根県知事が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

島根県知事は、管轄の事業者等の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者等の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

修へ参加させるものの別を問わないものとする。

(イ) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者等の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

10. 情報の公表

(1) 手続き

島根県知事は、実施要綱等に基づき、事業者等が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(新設)

(2) 公表の方法等

島根県知事が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

島根県知事は、管轄の事業者等の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者等の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

イ その他の公表方法

島根県知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者等による公表

事業者等は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者等は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

11. 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

島根県健康福祉部障がい福祉課

サービス育成係（TEL：0852-22-6898）

(2) 苦情等の対応方法

ア 基本的な対応

公表されている情報（以下、「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者等に対する照会等を行い、適切な説

イ その他の公表方法

島根県知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者等による公表

事業者等は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者等は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

11. 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

島根県健康福祉部障がい福祉課

サービス育成係（TEL：0852-22-6898）

(2) 苦情等の対応方法

ア 基本的な対応

公表されている情報（以下、「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者等に対する照会等を行い、適切な説

明が得られた場合は、利用者等に対して説明を行う。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者等から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。 事業者等から適切な説明が得られなかった場合、島根県知事は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。 イ 苦情等に関する対応経過の記録等 島根県知事は、利用者等からの苦情に関する対応の経過を記録するものとする。 <u>12. その他</u> <u>（１）障害福祉サービス等事業者経営情報の取扱い</u> <u>島根県における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように留意し、本制度の目的に沿って取り扱うこととする。</u> 附 則 <u>この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日から施行し、令和 7 年 8 月 2 9 日から適用する。</u>	明が得られた場合は、利用者等に対して説明を行う。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者等から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。 事業者等から適切な説明が得られなかった場合、島根県知事は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。 イ 苦情等に関する対応経過の記録等 島根県知事は、利用者等からの苦情に関する対応の経過を記録するものとする。 <u>（新設）</u> 附 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 2 4 日から施行する。
---	---